寒川町立文化福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月17日

寒川町長　木　村　俊　雄

寒川町条例第20号

寒川町立文化福祉会館条例の一部を改正する条例

寒川町立文化福祉会館条例(昭和 57 年寒川町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「町長」を「指定管理者」に改め、同条第3号中「町長」の次に「又は指定管理者」を加え、同条を第5条とする。

第3条第1項から第3項までの規定中「町長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条　会館の管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2　指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1)　会館を使用する団体の登録の承認に関する業務

(2)　会館の使用の承認及びその取消しに関する業務

(3)　会館の使用者の指導及び育成に関する業務

(4)　会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5)　その他会館の管理運営に関して町長が必要と認める業務

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の寒川町立文化福祉会館条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

3　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町立文化福祉会館条例の規定によってなされた承認等の処分その他の行為は、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。